

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 7 号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第14条第1項の表9の項中「第1条」及び「第2条」を削る。

別表第37号様式（1）中

「

本人該当					
障害		未成年者	勤労学生	寡婦	ひとり親
特別	その他				

」

を

「

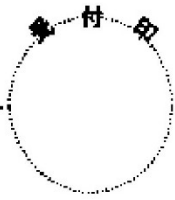
特定親族	本人該当					
	障害		未成年者	勤労学生	寡婦	ひとり親
	特別	その他				

」

に改める。

別表第39号様式（2）を次のように改める。

第 3 9 号様式 (2)



寄附金指定変更申出書

※整理番号

年 月 日 (宛先) 川崎市長	主たる事務所等の所在地	〒			電話 ()	—
	川崎市内における事務所等の所在地	〒 川崎市 区			電話 ()	—
	(フリガナ) 名称 (担当者名)				
	(フリガナ) 代表者氏名				
	設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 ~ 月 日		

川崎市市税条例第 2 3 条の 6 第 1 項の規定により申し出た事項について変更が生じたので、同条第 3 項の規定により申し出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
			年 月 日

関与税理士署名	電話 ()	—
---------	--------	---

※ 処 理 欄	審査	指定	告示	備考
---------	----	----	----	----

- 備 考 1 この申出書には、変更の内容を明らかにする書類の写しを添付してください。なお、事務所等の所在地の変更の内容を明らかにする場合は、登記事項証明書、賃貸借契約書等の写しを添付してください。
- 2 ※の欄は、記載しないでください。

別表第47号様式(1)中

「

1	定款等の写し	
2	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	
3	その他 ()	

」

を

「

1	定款等の写し	
2	その他 ()	

」

に改める。

別表第51号様式の2中

「

- 3 申請の理由に係る事実を証明する書類を必ず添えて提出してください。

」

を

「

- 3 申請の理由に係る事実を証明する書類を必ず添えて提出してください。なお、法人であることを証明する場合は、登記事項証明書その他これに類する書類を添付してください。

」

に改める。

別表第56号様式(1)中

「

運転免許証	番号	交付年月日 ・
-------	----	------------

」

を

「

運転免許	番号	免許の年月日 ・
------	----	-------------

」

に、

「

- 2 申請の理由及び使用目的に記載した事項を証する書類を必ず添えて提出してください。

」

を

「

- 2 申請の理由及び使用目的に記載した事項を証する書類を必ず添えて提出してください。なお、法人であることを証する場合は、登記事項証明書その他これに類する書類を添付してください。

」

に改める。

別表第86号様式中

「

- 3 申請の理由を証明する書類を必ず添えて提出してください。

」

を

「

- 3 申請の理由を証明する書類を必ず添えて提出してください。なお、法人であることを証明する場合は、登記事項証明書その他これに類する書類を添付してください。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表第 3 7 号様式 (1) は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票 (別表第 3 7 号様式 (1) を除く。) で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。